(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年 6 月 26 日

神戸市長殿

提出者

住 所 神戸市中央区脇浜海岸通1丁目3番1 氏 名 兵庫県災害医療センター センター長 石原 諭

電話番号 078-241-3131

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条の 2 第 10 項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事	業場の名称	兵庫県災害医療センター
事	業場の所在地	神戸市中央区脇浜海岸通1丁目3番1号
計	画期間	令和7年4月1日~令和8年3月31日
当詞	亥事業場において現に行っ	っている事業に関する事項
	①事業の種類	8311医療業
	②事業の規模	病床数30床
	③ 従 業 員 数	184人(令和7年4月時点)
④特別管理産業廃棄物 の一連の処理の工程		<収集運搬>大栄環境(株) <中間処理>大栄環境(株)西宮事業所、(株)GE <最終処分>大栄環境(株)「管理型埋立」 三重中央開発(株)「焼成(焙焼)、混練(混練造粒)、埋立」 大阪湾広域臨海環境整備センター 「大阪沖処分場」「埋立」

(日本工業規格 A列4番)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

事務部総務課

- ・センター内の廃棄物フローの把握、数量の把握
- ・センター内の部署間の調整、行政への報告

会計課

- ・ 処理委託業者の入札選定
- ・処理委託業者の委託契約締結の手続き

総合建物管理業者

・センター内保管場所から集積場所への運搬および適正な保管(フェンス内鍵の施錠)

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項 【前年度(令和6年度)実績】 特別管理産業廃棄物の種類 7300 感染性廃棄物 排 出 量 73 t ① 現状 (これまでに実施した取組) ・廃棄物処理にかかる社内委員会の開催 【目標】排出量削減 特別管理産業廃棄物の種類 7300 感染性廃棄物 出 排 量 69 t ② 計画 (今後実施する予定の取組) ・前年度比△5%減を目標。 ・ 処理方法の再考

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

① <u>F</u>	現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・種類:感染性廃棄物。 ・取組:社内委員会にて検討。
2	計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・現状なし

自印	自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
	① 現状	【前年度(令和年度)実績】		
		特別管理産業廃棄物の種類		
		自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量 t		
		(これまでに実施した取組)		
	② 計画	【目標】		
		特別管理産業廃棄物の種類		
		自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量 t		
		(今後実施する予定の取組)		
自	う行う特別管理産業廃棄 「	物の中間処理に関する事項		
	① 現状	【前年度(令和年度)実績】		
		特別管理産業廃棄物の種類		
		自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量 t		
		自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量 t		
		(これまでに実施した取組)		
		特別管理産業廃棄物の種類		
	②計画	自ら熱回収を行う はおはなままがままれる。 は は は		
		特別管理産業廃棄物の量自ら中間処理により減量する		
		特別管理産業廃棄物の量		
		(今後実施する予定の取組)		

自	自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項				
		【前年度(令和	年度)実績】		
		特別管理産業廃棄物の種類			
	①現状	自ら埋立処分 を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t	
		(これまでに実施した	を取組)		
	②計画	【目標】			
		特別管理産業廃棄物の種類			
		自ら埋立処分 を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t	
		(今後実施する予定の	の取組)		
特別	川管理産業廃棄物の処理	の委託に関する事項			
	【前年度(令和 6 年度)実績】				
	① 現状	特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物		
		全処理委託量	73 t	t	
		優良認定処理業者への 処理委託量	73 t	t	
		再生利用業者への 処理委託量	t	t	
		認定熱回収業者への 処理委託量	t	t	
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	6 t	t	
		(これまでに実施した	こ取組)		
		・特になし			

(第5面)

	② 計画	【目標】適正処理		
		特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物	
		全処理委託量	69 t	t
		優良認定処理業者への 処理委託量	69 t	t
		再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
		認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
		(今後実施する予定の取組)		
		・前年度の有効取組の継続実施。		
		【前年度(令和 6	年度)実績】	
電子情報処理組織の使用に関する事項		特別管理産業房 排 出 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物	量	73 t
		(今後実施する予定の)取組)	
		JWnet が運営する電子マニフェストに加入し運用中。		
※事務処理欄				
<u> </u>				

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
- (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成 工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規 模が分かるような前年度の実績を記入すること。
- (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。) を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する 取組について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。